平成２６年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町45番地　サンザ・デ・ヤシキⅠ－２、従前の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘３丁目1693番地16　アーバンコンフォート918号
破産者　山口　浩司
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５８９号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原369番地２
破産者　木下　和子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７５７号
福岡県大野城市下大利団地14番503号
破産者　山下　　穣
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７４号
福岡市東区原田２丁目17番42号
破産者　萩尾早百合
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８５号
福岡市西区愛宕南１丁目６番24号
破産者　土屋　雄三
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２号
鹿児島県阿久根市脇本9185番地２　あいわの里、前住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目１番地１
破産者　上村幸一法定代理人成年後見人　上村　幸生
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
函館市新川町４番１号
破産者　村上　俊一
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
秋田県潟上市天王字児玉75番地
破産者　大谷電気こと　大谷　信也
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４８号
横浜市保土ケ谷区神戸町82番地、開始決定時の住所横浜市西区東久保町35―16　ＭＴハウスⅠ　102
破産者　仲尾　淳一
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１００５号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼海岸２番４号
破産者　本領　孝吏
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５４５号
横浜市栄区飯島町1521番地１　レオパレスウインドワード202
破産者　嶺井　　毅
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６３号
横浜市中区新山下３丁目15番２―707号
破産者　黒木　義澄
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
神奈川県平塚市河内185番地の４
破産者　小川　　保
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４４号
神奈川県厚木市妻田北１丁目16番30号
破産者　ラーメン来太郎こと　坂本　英善
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２号
新潟県上越市大字小泉558番地１
破産者　小林　健一
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１６１号
富山市栃谷260番地
破産者　三昇建工こと　三好　智浩
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
愛知県豊橋市大岩町字大穴60番地１　208、開始決定時の住所愛知県豊橋市西幸町字幸133番地の17
破産者　今野　忠義
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３４号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1033番地の３
破産者　下村　和洋
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部